

兵庫県還暦軟式野球連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称および事務局)

本連盟は「兵庫県還暦軟式野球連盟 (以下兵還連と呼称)」と称し、事務局を事務局長宅に置く。

第2条 (目 的)

本連盟は選手・監督は60歳以上で構成され、チーム間および選手相互において親睦と交流を図り、協調の精神と和を尊び、還暦野球を通じ高齢者の健康維持と気力向上を図ることを目的とする。

第3条 (構 成)

本連盟は、本連盟と全日本還暦軟式野球連盟 (以下全還連と呼称) に年会費を納付し、加盟・登録したチーム及び監督・選手等会員によって構成される。

会員とは、監督・選手のほか、代表、専任審判員、マネージャー、スコアラー等連盟に登録している者全てをいう。

《「全還連」は財団法人全日本軟式野球連盟に団体加盟》

第4条 (事 業)

本連盟は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 本連盟加盟チームによる公式試合リーグ戦および交流試合リーグ戦。
- (2) 全還連主催の全日本大会、選抜大会、および地区大会への出場。
- (3) 招待試合、親善試合への出場。
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織

第5条 (役 員)

本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長1名、理事長1名、常任理事若干名、理事 (各チームより1名選出)。
- (2) 会長は常任理事会で候補者を決定し、理事会で承認する。
会長は大局的な見地から連盟運営について助言・進言をおこなう。
- (3) 理事長は常任理事会で候補者を決定し、理事会で承認する。
理事長は本連盟を代表し、連盟運営全般を統括する。また、全還連の兵庫県代表理事を兼ねる。
近畿還暦軟式野球連盟については理事長が指名し理事会で承認する。
- (4) 常任理事は理事長が指名し、理事会で承認する
理事長は必要に応じ、常任理事より副理事長、事務局長を選任する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の場合はその任務を代行する。また、第8条に定める担当の任務にあたる。
事務局長は事務局員を統括し、理事長を助け、第8条に定める担当の任務に事務局員とともにあたる。
常任理事は理事を兼ねない。
- (5) 役職の増設、削除は理事会で承認する。

- (6) 理事は各チームにおいて監督またはそれに準ずる者1名を選出し、本連盟に報告する。理事に欠員が出た場合は直ちにチームで後任の理事を選出し、連盟に報告する。
- (7) 必要に応じて顧問および相談役をおくことができる。顧問、相談役は原則として全役員の中から常任理事会で選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- (8) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
補選役員の任期は前任者の残り期間とする。

第6条（監事）

理事長は、会員の中から監事を選任する。

理事長が必要と認めた場合、監事は役員会に出席することができる。

第7条（事務局）

本連盟に事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長をおく。事務局長は理事長が選任する。
- (2) 事務局には企画、総務、運営、広報、会計、審判、連絡・調整の各部門をおく。
なお、渉外は常任理事、審査は企画、喜寿は総務部門で対応する。

第8条（担当）

理事長は常任理事および事務局員に次の担当を委嘱する。各担当の任務は別に定める。

企画担当、総務担当、運営担当、広報担当、会計担当、審判担当、連絡・調整担当

第3章 会議

第9条（定時総会）

毎年1月に理事長が招集する。緊急重要事案のある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 総会は第5条に定める役員のほか、各チームの代表者により構成される。
- (2) 総会の議長は理事長または理事長が指名する役員とする。
- (3) 総会は次の事項について議決・承認する。
 - ・事業報告・計画に関すること。
 - ・予算・決算、年会費に関すること。
 - ・理事の承認に関すること。
 - ・その他本連盟に関すること。
- (4) 総会の議決権は各チーム1個とし、委任状出席を認める。
- (5) 総会の議決は議決権を有する理事の2/3以上の出席と、出席者の過半数の賛成により決する。
また、賛否同数の場合は議長が決する。

第10条（理事会）

必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 理事会は会長、理事長、常任理事、および理事により構成される。
- (2) 理事会の議長は理事長または理事長が指名する役員とする。
- (3) 理事会は本連盟の運営に関する重要事項について議決・承認する。
- (4) 理事会の議決権は各チーム1個とし、委任状出席を認める。

- (5) 理事会の議決は議決権を有する理事の2/3以上の出席と、出席者の過半数の賛成により決する。また、賛否同数の場合は議長が決する。
- (6) 理事会が開催できない事情がある場合は理事の過半数の賛成により、文書による決議をおこなうことができる。
- (7) 理事会には事務局の出席を求め、必要な説明をさせることができる。

第11条（常任理事会）

必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 常任理事会は理事長、常任理事により構成される。
- (2) 常任理事会の議長は理事長が指名する。
- (3) 常任理事会は本連盟の運営に必要な事項について起案・検討し、理事会に付議する。
- (4) 常任理事会は執行部門として総会・理事会における議決権はない。
- (5) 理事会より委任された事項および緊急を要する事項については常任理事会の議決により決する。

第12条（事務局会議）

必要に応じ、事務局長が招集する。

- (1) 事務局会議は事務局長および事務局員により構成される。必要に応じ、理事長、副理事長が出席する。
- (2) 事務局会議では、運営に関する事項を協議し、常任理事会、理事会に報告または提案する。

第13条（議事録）

本規約に定める会議の議事については議事録を作成し保存する。

第4章 会 計

第14条（収 入）

収入は加盟チームの年会費と新規加盟チームの新規登録料をもってこれに充てる。

- (1) 年会費の金額は総会において決定し、各チームは当該金額を本連盟に納入する。
- (2) 新規加盟チームの新規登録料は20,000円とする。
- (3) 連盟の運営上必要な場合は、理事会の決議を経て、臨時に会費を徴収することができる。

第15条（支 出）

- (1) 本連盟運営上必要な費用は常任理事会の承認により支出するものとする。ただし、社会通念上少額にあたる費用の支出については事後承認も可能とする。
- (2) 予算に計上された費目の各費目間流用は常任理事会において報告するものとする。

第16条（会計年度）

本連盟の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終了する。

第5章 新規加盟と脱会

第17条（加盟と脱会手続き）

- (1) 新規加盟または脱会を希望する場合は、書面によりその旨を申請する。
- (2) 審査担当者会で審議のうえ常任理事会に諮り、理事会の承認を得る。
- (3) 新規加盟の申請は毎年10月末日を期限とし、承認された場合は次年度よりリーグ戦の公式試合および交流試合に出場することができる。また、脱会申請は11月末日を期限とする。

第6章 登録

第18条（兵還連登録）

本連盟への登録については次のとおりとする。

- (1) 各チームは年度ごとに所属選手を本連盟に登録する。
- (2) 新規登録選手は、全還連登録業務に準じて当該年度の翌年4月1日以前に還暦は満60歳以上、古希は満70歳以上、喜寿は満77歳以上に到達する者とする。
- (3) その他選手登録、チーム役付き者登録等にかかる手続き等については別に定める。
- (4) 移籍者の登録については別に定める。（細則参照）

第19条（全還連登録）

全還連への登録については次のとおりとする。

- (1) 各チームは年度ごとにチームおよび所属選手を全還連に登録する。
- (2) その他選手登録、チーム登録等にかかる手続き等については別に定める。

第7章 規律

第20条（連盟規約の遵守）

本連盟会員は常に協調と和の精神をもって規約を遵守し、連盟の発展に努めなければならない。

第21条（行動規範の遵守）

本連盟会員は別に定める行動規範を遵守しなければならない。

第22条（競技規範）

本連盟の競技はすべて別に定める兵還連「公式競技規則」に従い行うものとする。

第23条（規約違反等による罰則）

本連盟規約第2条、第20条、第21条の規定に反する行為および以下に定める行為を行った会員は、審査担当者会に諮り、理事会決議により除名もしくはリーグ戦等への出場を停止することができる。

- (1) 本連盟の規約に違反や連盟の運営に混乱を招くような行為があった場合。
- (2) 本連盟および会員の人間としての尊厳を著しく傷つけ、名誉、信用を失墜させるような行為があった場合。
- (3) その他前項に準ずる行為があったと認められる場合。

第8章 その他

第24条（事 故）

- (1) 会員の活動中または移動中等における不測の事故等については、その場での応急処置は施すものの、連盟としての責任は一切負わないものとする。
- (2) チームはスポーツ傷害保険に団体加入することを義務とする。

第25条（その他）

本規約に取り決めのない事項については、常任理事会において審議のうえ、理事会で決定する。

付 則

この規約は平成22年5月25日に全面改正し、平成22年7月1日から施行する。

- | | |
|------------------|------------------|
| ◎平成23年4月 1日一部改正 | ◎平成24年2月 20日一部改正 |
| ◎平成25年1月 18日一部改正 | ◎平成26年1月 24日一部改正 |
| ◎平成26年12月10日一部改正 | ◎平成28年1月 29日一部改正 |
| ◎平成29年2月 2日一部改正 | ◎令和3年12月 9日一部改正 |
| ◎令和5年1月20日一部改正 | |